

(3) 食料・農業・農村基本計画と併せて策定された展望等

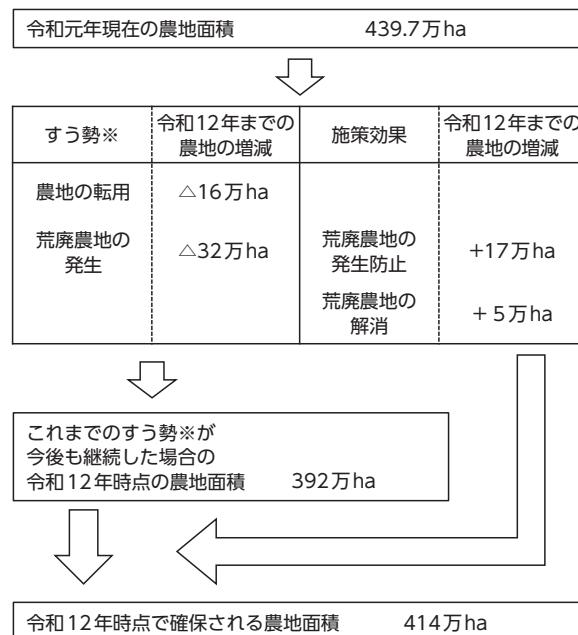
新たな基本計画と併せて、農地の見通しと確保、農業構造の展望、農業経営の展望等が策定されており、それらの内容をここでは紹介します。

ア 農地の見通しと確保

(農地面積の見通し)

令和12（2030）年における農地面積の見込みは、これまでのすう勢が今後も継続した場合、令和元（2019）年の農地面積439.7万haから、農地転用により16万ha、荒廃農地¹の発生により32万ha減少し、392万haとなると推計されます。これに、荒廃農地の発生防止や解消の施策効果を織り込んだ結果、令和12（2030）年時点での確保される農地面積は、414万haと見通されます（図表 特1-12）。

図表 特1-12 農地面積の見通し



資料：農林水産省作成

注：すう勢は、農地の転用及び荒廃農地の発生が同水準で継続しつつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の見込み

イ 農業構造の展望

(望ましい農業構造の姿)

担い手の育成・確保、担い手への農地集積・集約化等を総合的に推進していく上での将来のビジョンとして、担い手の姿を示すとともに、望ましい農業構造の姿を明らかにしています。

多様な経営体が我が国の農業を支えている現状を踏まえ、中山間地域等における地理的条件や、生産品目の特性等地域の実情に応じ、家族・法人の別等経営形態にかかわらず、経営改善を目指す農業経営体²を担い手として育成します。

担い手に利用されていない農地を利用している中小規模の経営体等についても、持続的に農業生産を行い、担い手とともに地域社会を支えている実態を踏まえて、営農の継続が図られるよう配慮し、また、担い手やその他の経営体を支える農作業支援者の役割にも留意する必要があります。

さらに、他産業との人材獲得競争も激化することが予想される中、世代間バランスの取れた農業構造の確立に向け、農業労働力の見通しについても併せて提示しています。

担い手の姿としては、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同

¹ 用語の解説3（1）を参照

² 用語の解説1、2（1）を参照